令和９・10 年度入札参加資格格付申請について（ 主観点数に係るもの ）

令和９・10 年度入札参加資格申請に併せ、「汚水管渠工事」及び「配水管布設工事」についての格付区分を行います。

本書では、格付申請における主観点数に関する提出書類について記載していますので、内容をご確認いただき、格付審査申請書とともに添付書類の提出をお願いいたします。

格付審査申請書の提出がない場合は主観点数の加算がありませんので注意してください。

1．対象業種

汚水管渠工事、配水管布設工事

2．格付方法

格付区分は、経営事項審査における各業種の総合評定値（Ｐ点）と別紙「令和９・10 年度入札参加資格者の格付けについて」に定める主観点数を合計した総合点数に基づき行います。 なお、総合評定値（Ｐ点）は、令和８年 11 月１日時点で有効かつ最新の経営事項審査結果通知書に記載の数値とします。

3．格付対象者

対象業種の入札参加資格認定者のうち、下記に示す事業者を格付け対象者とします。

〇汚水管渠工事　：建設業法に規定する主たる営業所を松江市内に有する事業者

〇配水管布設工事：松江市内に建設業法に規定する主たる営業所或いは入札契約権限を委任する営業所を持つ事業者

4．申請受付期間　令和８年１１月２日（月）から令和９年１月１８日（月）まで

※ただし、土・日・祝日・12 月 29 日から１月３日は除き、受付時間は 9:00～17:00 とします。

※郵便による場合は期限日消印有効としますが、それ以外の場合は期限内必着とします。

5．申請書の提出

・提出先　　〒690－0826 島根県松江市学園南一丁目 17 番 24 号
松江市上下水道局 上下水道部 総務課 契約管財係 宛

・提出方法　　持参或いは書留郵便等の確実に届く方法としてください。

6．添付書類

格付申請の主観点数加算に必要な書類は次のとおりです。申請業種により提出書類が異なるものがあります。両方の業種について申請する場合は、申請書及び重複する添付資料は１部で結構です。

番号	提出書類	業種	
		汚水管渠	配水管
1	松江市上下水道局入札参加資格者格付審査申請書（様式第1号）	○	○
2	松江市上下水道局優良工事施工業者表彰の表彰状の写し	○	○
3	ＣＰＤＳ取得数確認資料	○	○
4	障がい者雇用に関する確認書類	○	○
5	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画書の写し	○	○
6	こっころカンパニー認定証の写し	○	○
7	女性活躍推進法（平成27年法律第64号）第8条に規定する一般事業主行動計画書の写し	○	○
8	労働安全対策実施状況確認資料	○	○
9	「建設業退職金共済事業加入証明書」、「退職一時金制度導入を証明する書類」、「企業年金制度導入を証明する書類」、「法定外労働災害補償制度加入証明書」（４つのうち、一つでも無いものがあれば提出不要）	○	○
10	漏水修繕業務契約実績	－	不要
11	凍結防止剤散布業務又は除雪業務の委託契約書の写し	○	－
12	雇用者関係調書（様式第3号）及び雇用を確認する書類	○	○
13	防災協定締結の証明書又は災害時地域貢献申告書（様式第4号）	○	△
14	ボランティア活動実績報告書（様式第5号）	○	○
15	松江市消防団への協力状況を確認する書類	○	○
16	学校支援活動に関する証明書（様式第6号）	○	○

※ 様式第1、3～6号（EXCEL）は、所定のものをダウンロードし、利用してください。
様式第3号、4号、6号は松江市と同一様式です。

7. 申請書の作成要領

(1) 格付審査申請書

①申請者

「汚水管渠工事」又は「配水管布設工事」のうち、入札参加資格申請を行う工種に「○」をつけてください。住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号及びファックス番号を記入し、申請者印を押印してください。

②主観的事項回答

主観点数項目の該当するものには「有」に、該当のないものは「無」に「○」をつけてください。主観点数項目の「有」に○を記入した項目については、下記（2）～（16）に示す添付書類を提出してください。

(2) 松江市上下水道局優良工事施工業者表彰の受賞実績

〔評価要件〕

令和 5 年度から令和 7 年度までの間において、松江市上下水道局優良工事施工業者表彰の受賞したことを評価（申請工種に係る表彰実績）

〔添付資料〕

格付審査申請書の受賞年度及び受賞実績の有無に「○」をつけてください。

表彰状の写し（Ａ４版に縮小）を添付してください。

(3) 継続学習への取組状況（ＣＰＤＳ取得数）

〔評価要件〕

令和 3 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までにおける会社全体でのユニット数のトータルが 100 ユニット以上であることを評価

〔添付書類〕

（一社）全国土木施工管理技士会連合会で発行する学習履歴証明書（ユニット数の証明書）を添付してください。（写しで可）

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障がい者の雇用状況

〔評価要件〕

①障がい者の雇用義務がある場合であって法定雇用障がい者数の 2 倍以上の雇用をしていることを評価

雇用義務のある事業者が法定雇用義務数を満たしていない場合は減点評価

②障がい者の雇用義務がない場合で雇用をしていることを評価

〔添付資料〕

①申請日時点で障がい者の雇用義務のある事業者

・公共職業安定所に報告した障がい者雇用状況報告書（写）

②障がい者の雇用義務はないが申請日時点で障がい者を雇用している事業者

・障がい者認定を証明するものの写し（本人の身体障害者手帳又は療育手帳等）
・直接的且つ恒常的な雇用を確認できるものの写し（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等）

(5) 次世代育成支援対策推進法（平 15 年法律第 120 号）第 12 条に規定する一般事業主行動計画書の策定状況

〔評価要件〕

申請日時点で次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」が策定されていることを評価

策定義務のある事業者が策定していない場合は減点評価

〔添付書類〕

次世代育成支援対策推進法に基づいた「仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について一般事業主行動計画を策定している」場合、一般事業主行動計画書の写し（労働局の受付印があるもの）を提出してください。

【お問合せ先：島根県労働局 雇用環境均等室 0852-31-1161】

(6) こっころカンパニー認定状況

〔評価要件〕

一般事業主行動計画を策定している事業者で、申請日時点でしまね子育て応援企業「こっころカンパニー」の認定を受けていることを評価

〔添付書類〕

しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」の認定証の写しを提出してください。

【お問合せ先：島根県子ども・子育て支援課 企画推進グループ 0852-22-6475】

(7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）第 8 条に規定する一般事業主行動計画書の策定状況

〔評価要件〕

申請日時点で女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」が策定されていることを評価策定義務のある事業者が策定していない場合は減点評価

〔添付書類〕

女性活躍推進法に基づいた「女性の職業生活における活躍推進に必要な雇用環境の整備について一般事業主行動計画を策定している」場合、一般事業主行動計画書の写し（労働局の受付印があるもの）を提出してください。

【お問合せ先：島根県労働局 雇用環境均等室 0852-31-1161】

(8) 労働安全対策実施状況

〔評価要件〕※①、②はそれぞれ評価します。

①建設業労働災害防止協会島根県支部に加盟し、かつ令和 6 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までにおける同支部が主催する工事現場点検パトロールへの参加実績を評価

②上記支部が実施する研修を修了していることを評価

〔添付書類〕

令和 6 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までに、建設業労働災害防止協会島根県支部が実施した「安全衛生教育研修の修了証（写）」および雇用が確認できる書類を 1 名分添付して提出してください。

(9) 建設労働者の福利向上

〔評価要件〕

建退共加入・退職金制度導入・企業年金加入・法定外労災加入を全て取り組んでいることを評価

〔添付資料〕

経営事項審査時に提出した「建設業退職金共済事業加入証明書」、「退職一時金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」、「企業年金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し）」、「法定外労働災害補償制度加入証明書」（写）が全て揃っている場合のみ提出してください。（4 つのうち、１つでも無いものがあれば提出は不要です。）

(10) 松江市上下水道局における漏水修繕業務委託の令和 5 年度から令和 7 年度までの契約実績（配水管布設工事のみ）

〔評価要件〕※①、②それぞれに評価します。

①修繕希望を提出し、3 年間継続して修繕契約を締結している

②令和 5 年度から令和 7 年度までの間における、ライフライン維持管理業務の表彰受賞者

〔添付書類〕

①は希望区域数に応じて加点します。（添付資料は不要）

(11) 凍結防止剤散布業務または除雪業務委託の契約実績（汚水管渠工事のみ）

〔評価要件〕

令和 6・7 年度に国、県又は県内市町村との間で、凍結防止剤散布業務または除雪業務の契約実績があることを評価

〔添付書類〕

それぞれの年度に対し 1 通ずつ契約書の写しを添付してください。

(12) 雇用確保の状況

〔評価要件〕※①、②、③はそれぞれ評価します。

①若年者または女性の雇用…令和 7 年度から令和 8 年度までにおける、採用時点で 29 歳以下の者または女性（年齢制限なし）を新たに雇用し、申請日時点で引き続き雇用していることを評価（最大 5 名まで）

②若年者または女性の継続雇用…令和 7･8 年度定期申請において上記①（採用対象年度：令和 4～6 年度）の加点を受けた者を、申請日時点で引き続き雇用していることを評価（最大 5 名まで）

③上記①②以外の継続雇用…労働者を令和 8 年 11 月 1 日以前の 2 カ年以上について継続して雇用し、申請日時点において引き続き雇用していることを評価（最大 20 名まで）

〔添付書類〕（上記①②③とも共通）

・雇用者関係調書（様式第 3 号）

・様式に記載した労働者全員の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」、若しくは「健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し

〔作成要領〕

雇用者関係調書（様式第 3 号）の条件に該当する労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、職種を記入してください。

（注意事項）

雇用に関する加点については従業員が対象であって、役員の方は対象になりませんので申請にあたっては注意してください。

(13) 防災協定の締結又は緊急時対応実績

〔評価要件〕※ア～エのいずれかの評価となります。

ア　国、県または松江市と防災協定を締結している団体へ加入していることを評価（汚水管渠工事のみ）

イ　　松江市または日本水道協会島根県支部と水道施設の復旧応援協定を締結している団体へ加入していることを評価（配水管布設工事のみ）

ウ　松江市上下水道局と災害時における水道施設の応急復旧に関する協定を締結していることを評価（配水管布設工事のみ）

エ　上記団体（ア、イ）に加盟していない者で、令和 6 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までにおける国、県または松江市からの要請を受けて災害時の緊急対応を行ったことを評価

〔添付資料〕

ア　国、県または松江市と防災協定を締結している団体への加入証明書（当該団体が令和 8 年 11 月 1 日以降に発行した加入証明書の写し）

イ　松江市あるいは日本水道協会島根県支部と協定を締結している団体への加入の有無を記載

ウ　松江市上下水道事業管理者（若しくは水道事業管理者）との協定の有無を記載

エ　災害時地域貢献申告書（様式第 4 号）

〔作成要領〕

災害時地域貢献申告書（様式第 4 号）は、防災協定を締結している団体へ加入していない事業者で、令和 6 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの間に国、県または松江市の要請により災害対応を行った内容について記入し、発注者からの証明を受けてください。

(14) 道路環境保全・公園清掃・河川愛護ボランティア活動状況

〔評価要件〕

令和 6 年度から令和 7 年度において松江市の道路環境保全業務ボランティア、公園清掃ボランティアまたは河川愛護団として 1 年間に 2 回以上（河川愛護団は 1 年間に 1 回以上）活動を行ったことを評価

〔作成要領〕

ボランティア活動実績報告書（様式第 5 号）に申請者名を記入し、実施した活動について実施年月日、活動場所、活動内容等を記入してください。延長等については延長距離、実施面積等を記入してください。不明な場合は記入不要です。内容についての関係機関の証明は不要です。

(15) 松江市消防団への協力状況

〔評価要件〕※①または②のいずれかの評価となります。

①申請日時点で松江市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていることを評価

②申請日時点で松江市消防団員が 1 名以上在籍し協力体制が整っていることを評価

〔添付資料〕

①松江市消防団協力事業所表示証の写しを提出してください。

②松江市消防本部発行の証明書（「消防団員証明について」）の写し、雇用関係が確認できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は健康保険厚生年金標準報酬決定通知書等）の写し、事業所として消防団活動への協力体制を整備している旨が記載してある書面（事業所が任意様式で作成したもので可）を提出してください。

(16) 学校支援活動の実績

〔評価要件〕

令和 6 年度から 8 年度までにおける、学校（小・中・義務教育・高校・高専・専門学校・短大・大学（但し、小・中・義務教育学校については、所在地が松江市内であるものに限る。））等に対し、支援活動（職場体験・職場見学・現場見学・インターンシップ・出前授業・講話等で学校の証明があるもの）を行ったこと（複数の支援活動

がある場合は、事業者の判断でそのうちの１つを選定）を評価

〔作成要領〕

学校支援活動の実績について、証明書（様式第６号）に学校長等代表者の証明を受けたものを、提出してください。（松江市へ提出した同実績証明書の写しでも可）

8．格付決定通知

申請された内容のほか、「汚水管渠工事」においては令和３年度から令和７年度まで、「配水管布設工事」においては令和５年度から令和７年度までにおける松江市上下水道局発注工事の工事成績評定、指名停止等の状況を踏まえ主観点数を算定し、客観点数に主観点数を加算した総合点数により格付を決定します。 なお、格付の決定通知は、令和９年３月下旬に行います。

9．格付審査申請に関することについてのお問合せ先

松江市上下水道局上下水道部　総務課契約管財係　　TEL　0852－55－4904・4905

FAX　0852－55－4890